

11月は児童虐待防止推進月間です

— みんなで育児を支える社会に —



児童虐待は、子どもの心やからだに大きな傷を与え、時には命にも関わる大きな影響を与える深刻な問題です。地域に住むみなさんの気づきが、虐待から子どもを守り、子どもが健やかに成長できるための第一歩になります。

児童虐待とは

「そんなつもりはなかった…」と
思っても、子どもに有害であれば「虐待」です。

児童虐待は、主に次の4種類に分
けられています。

身体的虐待

なぐる、ける、首をしめる、やけ
どを負わせる、溺れさせるなど。

性的虐待

性的ないたずら、性的行為の強要
など。

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、
ひどく不潔にする、ケガや病気でも
病院に連れて行かない、自動車の中
に放置する、同居人による虐待を放
置するなど。

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだ
い間の差別的扱い、子どもの前での
DVなど。

虐待が疑われる子どもの様子

子どもの様子から、次の項目のい
くつかに当てはまる場合は、児童虐
待の可能性を考える必要があります。
○親が迎えに来て、帰りたくなさ
そう

○親に異常にベタベタしたり、逆に
無関心だったり

○職員にベッタリだったり、逆に警
戒心が強すぎたり

○びくびくした態度・反応

○友達に対し、すぐに手が出る

○季節にそぐわない、いつも汚れた
衣服を着ている

○身長や体重の伸びが悪い、虫歯が
多い

虐待かなと思ったら

☎1189

お近くの児童相談所につながりま
す。連絡者や連絡内容に関する秘密
は守られます。

子育てはいろいろな人の力と共に

○子どもを育てる上では、支援を受
けることも必要です。町が提供し
ている子育て支援サービスを積極
的に活用しましょう。

○子育ての大変さを保護者だけで抱
えるのではなく、少しでも困った
ことがあれば、まずは、役場健康
福祉課へご相談ください。

○子育て中の保護者に接するみなさ
んで、子育て中の保護者が孤立
しないようにサポートしていきま
しょう。

○保護者だけで抱え込まないように、
声かけや支援を行い、町や児童相
談所なども連携して社会全体で
支えていくことが必要です。

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G

☎(84)0006 (直通)